

IASB 御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

DP「企業結合—開示、のれん及び減損」について

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、2020年3月に公表された討議資料「企業結合—開示、のれん及び減損」(以下 DP) について、意見書を提出する。当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約 27,500 名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト(CMA*)を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む 12 名の委員で構成され、国際会計基準審議会(以下 IASB) や企業会計基準委員会(以下 ASBJ) の公開草案などに対して意見を表明すると共に、ASBJ や金融庁などと意見交換をしている。なお、DP の内容を解説するため、8月26日に当協会の関係者向けオンラインセミナーを開催してくれた、IASB の鈴木理事には大変に感謝している。

記

はじめに

2017年に ASBJ が IASB へ提出した「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」¹からも分かる様に、のれんの取得後の望ましい会計処理に関して、わが国の財務諸表利用者の見解は、現行の日本基準と同じ「規則的償却+減損処理」と、現行の IFRS と同じ「減損処理のみ」に別れている。なお、ASBJ が面接調査した 11 名のアナリストの人選では、当協会がこのテーマに十分な見識のある候補者を推薦した。

2018年夏には、京都大学の徳賀教授を中心とする研究者のグループが、わが国の財務諸表の作成者と利用者を対象に大規模なアンケート調査を実施し、2019年4月に「のれんの会計処理に関する調査」²として結果を公表している。この調査に作成者は、経団連加盟企業 1,379 社のうち 263 社(回答率 19.1%)、非加盟企業 1,339 社のうち 184 社(同 13.7%) の計 447 社(同 16.5%) が回答した。取得のれんの望ましい会計処理についての回答は、「減損処理のみ」が 15.9%、「規則的償却+減損処理」が 73.4%、「どちらでも構わない」が 10.7%であった。

¹ <https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20170612.pdf>

² <http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/dp/papers/j-18-004.pdf>

利用者は、当協会に所属する現役アナリストを中心に 673 名へ質問票が送付され、130 名（同 19.3%）が回答した。取得のれんの望ましい会計処理についての回答は、「減損処理のみ」が 20.0%、「規則的償却+減損処理」が 62.3%、「どちらでも構わない」が 17.8%であった。「減損処理のみ」と「どちらでも構わない」の比率は作成者よりも高かったが、作成者と同様に「規則的償却+減損処理」の比率が最高であった。

この回答結果から、わが国の利用者の多数意見が、のれんの償却を再導入する「規則的償却+減損処理」であることが分かる。わが国の財務諸表の利用者のコンセンサスは、のれんの償却の再導入であるという前提で、DP に関する企業会計研究会での議論を踏まえ、いくつかの個別質問に対して我々の意見を申し上げる。

質問 1

1.7項は、当審議会のリサーチ・プロジェクトの目的を要約している。IN9項は当審議会の予備的見解を要約している。IN50項からIN53項は、これらの予備的見解がパッケージであることを説明しており、それらの項は、個々の予備的見解の間の関連性のいくつかを識別している。

当審議会は、この予備的見解のパッケージは、適用されれば、当プロジェクトの目的を満たすであろうとの結論を下した。会社は取得する事業に関するより有用な情報を投資者に提供することが要求される。その目的は、投資者が業績を評価し、経営者に取得の意思決定についての説明責任をより効果的に求めることに役立つことである。当審議会は、こうした情報を提供することの便益は当該情報を提供することのコストを上回るであろうと考えている。

- (a) 当審議会の結論に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような決定のパッケージを提案するか、また、そのパッケージはどのように当プロジェクトの目的を満たすのか。
- (b) 回答者の回答が他の質問への回答に依存しているものはあるか。例えば、のれんに係る強制的な定量的な減損テストの免除についての回答は、当審議会がのれんの償却を再導入するかどうか依存するか。回答者の回答のどれが他の回答に依存するか、また、その理由は何か。

IASB の結論には同意できない。予備的見解のパッケージには、のれん取得後の業績に関する開示の充実など、投資者に提供される情報の改善に寄与する提案も含まれている。しかし、作成者の負担軽減へ過度に配慮した様な、年次の定量的な減損テストの免除など、投資家が最も懸念するのれんの減損損失の認識が Too Late という問題の解決に逆行し、むしろ問題を悪化させる提案も多い。従って、予備的見解のパッケージの内容では、1.7 項の「より有用な情報を合理的なコストで投資者に提供する」という目的を満たすとは言えない。

そもそも、のれんの減損損失の認識が Too Little Too Late という問題は、IFRS においてのれんを非償却へ変更した 2004 年以降、2008 年のリーマン・ショックを機に顕在化したという認識が、IASB には欠けている様に感じられる。IN38 項の「減損のみアプローチを

維持すべきであり償却を再導入すべきではない」という予備的見解を撤回し、償却の再導入を前提として、のれんの会計処理を抜本的に見直すべきであろう。

質問2

2.4項から2.44項は、取得のその後の業績に関する新たな開示要求を追加すべきであるという当審議会の予備的見解について論じている。

- (a) それらの開示要求は2.4項で識別された論点（すなわち、取得のその後の業績に関するより良い情報に対する投資者のニーズ）を解決すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 下記(i)から(vi)の開示の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (i) 取得日現在の取得に関する戦略的根拠及び経営者（最高経営意思決定者（CODM））の目的について情報の開示を会社に要求すべきである（2.8項から2.12項参照）。IFRS第8号「事業セグメント」の第7項は、「最高経営意思決定者」という用語について論じている。
- (ii) 当該目的を果たしているかどうかに関する情報の開示を会社に要求すべきである。当該情報が基礎とすべきなのは、当審議会が定める指標ではなく、取得が目的を満たしているかどうかを経営者（CODM）がどのようにモニターし測定するのかである（2.13項から2.40項参照）。
- (iii) 経営者（CODM）がある取得をモニターしていない場合には、その旨の開示とモニターしていない理由の説明を会社に要求すべきである。当審議会は、そのような場合に指標の開示を会社に要求すべきではない（2.19項から2.20項参照）。
- (iv) 経営者（CODM）が取得の目的を果たしているかどうかを確かめるために取得をモニターし続けている限り、上記(ii)の情報の開示を会社に要求すべきである（2.41項から2.44項参照）。
- (v) 経営者（CODM）が、取得年度後2回目の年度の終了前に、当該目的が果たされているかどうかのモニタリングを停止する場合には、その旨及び停止した理由の開示を会社に要求すべきである（2.41項から2.44項参照）。
- (vi) 経営者（CODM）が、取得の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及びその変更の理由の開示を会社に要求すべきである（2.21項参照）

投資者の情報ニーズに応えるため、取得後の業績に関する新たな開示要求を追加すべきという予備的見解に同意する。今までは取得後の情報が減損テストに関する開示しかなく、のれんの資産性を個別に検討できる材料が不足していた。最高経営意思決定者（CODM）が、多額の支出を伴う企業の取得についての説明責任を果たすためにも、これまでの不十分な開示要求の改良は当然であろう。ただし、我々の議論では以下の意見があり、新たな開示要求の具体的な内容に関しては、さらなる検討が必要と考えられる。

開示期間を企業結合から数年に限っているため、十分に目的を果たしていない。2.45 項

(b) (iv)で示された「取得年度後2回目の年度の終了前」が、現状の企業行動（例えば、減損損失の認識が Too Late という問題が認識される期間）に比べて短すぎる。モニタリング指標の数値開示を強く求め過ぎると、真の買収目的が分り難くなる懸念がある。この様な注記は監査の困難性や訴訟リスクを高めるため、作成コストや監査コストの上昇を理由に、開示の見送りが起こることが懸念される。

質問3

2.53項から2.60項は、新たな開示要求事項の案に加えて、投資者が次のことを理解するのに役立つ情報を提供するという開示目的を追加する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- 会社の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に取得から期待した便益
- 取得が経営者（CODM）の当該取得についての目的を果たしている程度

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

新たな開示要求事項の追加に伴い、2.59項で示された上記2つの開示目的を追加するという予備的見解に同意する。ただし、予備的見解で示された新たな開示要求事項については、利用者の期待に応えられる様に、さらなる内容の検討と議論が必要であろう。

質問4

2.62項から2.68項及び2.69項から2.71項は、次のような提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- 会社により下記の開示を要求する。
 - 取得した事業の営業と会社の事業との結合から期待されるシナジーに関する説明
 - 当該シナジーが実現すると見込まれる時期
 - 当該シナジーの金額又は金額の範囲の見積り
 - 当該シナジーを達成するための予想されるコスト又はコストの範囲
- 財務活動から生じる負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスであると定める。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

予備的見解の内、会社に期待されるシナジーに関する情報の開示を要求する提案には同意する。投資家は取得後の業績の中でシナジーの達成度を観察しており、この様な情報の具体的な開示を追加することは、利用者が会社の業績を理解するのに有用であろう。

質問5

IFRS第3号「企業結合」は、取得の年度において、取得日が事業年度の期首であったとした場合の当報告期間についての結合後事業の収益及び純損益を示すプロフォーマ情報を提供

することを会社に要求している。

2.82項から2.87項は、このプロフォーマ情報を会社に作成させる要求を維持すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

(a) 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

プロフォーマ情報については、業績予想に有用という賛成意見と、この情報の作成に時間をかけるよりは、買収対象企業の過去数年間の業績が連続して読み取れるような詳細情報を開示した方が有用という反対意見があった。

質問 6

3.2項から3.52項で論じているように、当審議会は、のれんを含んだ資金生成単位について、のれんに係る減損損失を適時に認識する上での減損テストの有効性を、IAS 第36号「資産の減損」に示されている減損テストの有効性よりも著しく高めることが実行可能かどうかを検討した。当審議会の予備的見解は、これは実行可能ではないというものである。

(a) のれんに係る減損損失の適時な合理的なコストでの認識における有効性を著しく高める減損テストの設計が実行可能でないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

これまで多くの時間を費やして議論しても有効な解決策を見出せなかった事実を踏まえて、のれんに係る減損損失の有効性を著しく高める減損テストの設計が実行可能でないことには同意する。ただし、合理的なコストを定量的に示さないまま、その範囲内で実行可能でないことと安易に断じており、予備的見解はIASBの主観的な見解という印象が強い。

質問 6

(c) 3.20項は、のれんに係る減損損失が適時に認識されないという懸念の2つの理由について論じている。楽観的すぎる見積りとシールディングである。回答者の意見では、これらはそれらの懸念の主要な理由か。それらの懸念に他の主要な理由はあるか。

楽観的すぎる見積りの背景には、経営者の責任逃れや思い描く業績見通しを達成するために恣意性が介入している可能性がある。ただし、この様な経営者の恣意性の介入による楽観的すぎる見積りの弊害は、のれんに係る減損損失だけに限られた問題ではないであろう。

一方、シールディング効果を、減損損失の計上が遅れる理由として強調することには、強い違和感を覚える。シールディング効果は減損テストに不可避に発生するため、減損テストの有効性の改善は極めて難しく、開示の改善と減損テストの簡素化では、減損損失の認識が Too Late という問題は解決できないであろう。

開示の改善で投資家の不満を緩和し、減損テストの簡素化で作成者の不満を解消するというIASBの提案はあまりに安易であり、のれんに関する会計処理の改善に寄与するとは思えないため、我々は強く反対する。

質問 7

3.86項から3.94項は、のれんの事後の会計処理に関し、のれんの償却を再導入すべきではなく減損のみのモデルを維持すべきであるという当審議会の予備的見解の理由を要約している。

- (a) 当審議会がのれんの償却を再導入すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か（当審議会が償却を再導入するとした場合でも、会社はやはり、のれんが減損しているかどうかをテストすることが必要となる。）。
- (b) のれんの償却についての回答者の意見は2004年以降に変化したか。2004年以降にどのような新たな証拠又は議論が生じて、回答者が意見を変える又はすでに有していた意見を確認することとなったのか。
- (c) 償却の再導入は、のれんに係る減損損失を会社が適時に認識していないという懸念（質問6(c)参照）の主要な理由を解決することになるか。賛成又は反対の理由は何か。

のれんの償却を再導入すべきではなく、減損のみのモデルを維持すべきであるという予備的見解には、まったく同意できない。そもそも、数年後の変更や異なるアプローチ間を往復する頻繁な変更をすべきでない（3.86 項）のは、基準開発として当然の姿勢であり、のれんの償却を再導入しない理由にはならない。減損のみモデルにも償却モデルにも限界があることを認識した（3.90 項）上で、委員 14 名中 8 名が賛成するという僅差の多数決の結果として採用された（3.89 項）に過ぎないため、IASB は DP で示した予備的見解に拘るべきではない。

のれんの減損損失の認識が Too Little Too Late という問題は、IFRS がのれんを非償却へ変更した 2004 年以降に顕在化したものである。減損の遅延認識によって期間損益の変動リスクが高まると共に、のれんの多額な残高が長期間にわたって貸借対照表に滞留する企業が増えて、財務諸表の有用性が低下している様に思われる。

適用後レビューでも認識され、投資家が最も懸念するのれんの減損損失の認識が Too Late という問題を解決し、作成者の負担を軽減するには、減損テストの簡素化という提案は問題の解決に繋がらず不適切であろう。Too Late という問題への対応策として、のれんの償却を再導入し、「規則的償却+減損処理」アプローチの新しい IFRS の開発に、IASB が正面から本気で取り組むことを期待している。

質問 7

- (e) 償却を再導入するとした場合、会社は償却費を足し戻すように新たな経営者業績指標を修正するか又は作成すると回答者は考えるか（経営者業績指標は、公開草案「全般的な表示及び開示」で定義されている）。賛成又は反対の理由は何か。減損のみのモデルにおいて、会社は経営者業績指標において減損損失を足し戻しているか。賛成又は反対の理由は何か。

償却費を足し戻すように経営者業績指標（MPM）を修正・新規作成する提案には、強く

反対する。MPMに償却費や減損損失を足し戻すかどうかは、各企業の判断で自社のMPMに最も相応しいと考える方法を採用すべきである。一方、財務諸表の利用者は各々の利用目的や比較分析の方法に合わせて、公表されたMPMに必要な加工をすればよいだけである。そもそも、各経営者から投資家への最も相応しいメッセージと考えて決められているMPMについて、一律の処理を求める様な会計基準の設定は不適切である。

質問7

(f) のれんの償却の再導入を支持する場合、のれんの耐用年数と償却パターンをどのように決定すべきか。回答者の意見では、これは投資者への情報の有用性を高めることにどのように寄与するのか。

2019年4月に公表された「のれんの会計処理に関する調査」において、「規則的償却+減損処理」が最も望ましいと回答した財務諸表の利用者の内、81.5%が「〇年以内で償却」という償却期間の上限を設けるべき、9.9%が「〇年で償却」という画一的な償却期間を設けるべき、8.6%が償却期間を設けるべきではないと回答していた。さらに、償却期間の上限を設けるべきという回答者の内、48.5%が10年、31.8%が20年、12.1%が15年、6.1%が5年、1.5%がその他を支持していた。

同調査では「規則的償却+減損処理」を支持する回答者に、のれんの償却期間を決定する際に重要視されていると考えられる要因を例示して、該当する程度を質問しており、「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」の合計比率を計算してみた。「経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」が76.5%、「関連する他の無形固定資産の耐用年数」が56.8%、「シナジーが持続すると見込まれる期間」が55.6%、「関連する有形固定資産の耐用年数」が55.6%、「被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間」が48.2%であり、財務諸表の利用者は経営者の意思決定を最も重視していることが分かる。

これを踏まえて、のれんの耐用年数は原則として、最高経営意思決定者(CODM)が取得時に見積もった期間とし、償却期間の上限を10年とすることを提案する。「各企業の超過リターンは概ね5年から10年で平均に回帰するものの、収益率の最も高いグループの企業や最も低いグループの企業はその限りではない。」という学術的な知見からも、多数意見の10年は妥当性が高いであろう。償却パターンは投資の回収パターンに適応させるのが理想であるが、実行可能性を考慮すれば、定額法での均等償却が妥当であろう。

質問8

3.107項から3.114項は、貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示することを会社に要求する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。当審議会は、この金額を、貸借対照表の構成の中での小計としてではなく、独立の項目として表示

することを会社に要求する可能性が高い（本ディスカッション・ペーパーの付録参照）。

- (a) 当審議会はこのような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 会社がこのような金額をどのように表示すべきかについて何かコメントはあるか。

この予備的見解について、我々の賛否は分かれた。賛成者は、不慣れた財務諸表の利用者に対しても、のれんの残高と資本の質の関係が明示的に示され、作成者に対しても、減損の遅延認識への牽制が期待できる点を評価している。反対者は、のれんを独立した資産として認識することと矛盾しており、のれん計上額が過大な企業では「のれんを除く自己資本がマイナス」という表示がミスリーディングな点を理由に挙げている。

質問 12

5.4項から5.27項は、一部の無形資産をのれんに含めることを認める提案を開発すべきではないという当審議会の予備的見解を説明している。

- (a) 当審議会在このような提案を開発すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 反対の場合、5.18項で議論しているアプローチのどれを当審議会は追求すべきか、その理由は何か。このような変更は、投資者が有用な情報をもはや受け取らなくなることを意味するのか。賛成又は反対の理由は何か。これは複雑性とコストをどのように低減させるのか。どのコストが低減されるのか。
- (c) のれんの償却を再導入するとした場合、意見は変わるか。賛成又は反対の理由は何か。

一部の無形資産をのれんに含めることを認める提案を、開発すべきではないという予備的見解に同意する。のれんの減損処理のみしか認めない現行のIFRSでは、償却が当然という合理性のある資産に帰属する部分だけが、無形資産とされてきたはずである。その無形資産の一部をのれんに移せる様な変更は合理性に欠けており、結果として無形資産部分の過大評価につながる論外な提案である。

のれんの償却が再導入された場合でも、識別可能な個々の無形資産ごとに適切な年数で償却するという基本は不変と考えている。ただし、のれんと無形資産の両方が償却処理になり、のれんの償却を望まない経営者が、のれんを恣意的に無形資産と認識することを防ぐために、耐用年数の確定できない無形資産の認識を廃止すべきという提案があった。一方で、規則的償却の再導入を前提に、一部の無形資産がのれんに含まれることを容認する意見もあった。

質問 13

IFRS 第3号は、多くの点で米国の一般に公正妥当と認められた会計原則（米国会計基準）とコンバージェンスしている。例えば、IFRS第3号と公開会社についての米国会計基準に従って、会社はのれんを償却していない。6.2項から6.13項は、米国の財務会計基準審議会

(FASB) が公表したコメント募集を要約している。

本ディスカッション・ペーパーにおける質問のいずれかに対する回答は、現時点で存在している米国会計基準又は FASB の現在の作業の後に考えられる米国会計基準と結果が一致するかどうかに依存しているか。その場合、どの回答が変わるのか、その理由は何か。

IFRS 第 3 号と米国会計基準が一致するかによって、本 DP における我々の回答は変わらない。ただし、IFRS と米国会計基準が事実上の国際基準となっている現状において、企業結合という重要な会計処理に関する財務諸表の比較可能性を維持するには、両者の差異が小さいほど望ましいことは言うまでもあるまい。IASB と FASB は IFRS と米国会計基準のコンバージェンスを放棄した様に見えるが、のれんは「規則的償却+減損処理」という方向で、両者の足並みが揃うことを期待している。

以上